

2017年11月27日

各位

株式会社メイテック

代表取締役社長 國分 秀世

所在不明株主の株式売却に関するお知らせ

当社は、株式事務の合理化を図るため、長期にわたり所在不明となっている株主様に対して公告および催告を行い、異議申述期限までにお申し出のない場合には、会社法第197条第1項に規定する株式(所在不明株主の株式)を売却することを決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. ご所有の株式を売却させていただく株主様の一覧

ご所有の株式を売却させていただく株主様の株主番号、氏名または名称、株主名簿上の住所及び所有株式数については、会社法第198条の規定に基づき、2017年12月1日付で電子公告により公告いたしますので、以下の当社ウェブサイトをご覧ください。

http://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/financial_statement.html

注1 現時点で売却させていただく株数は8,600株程度を見込んでおります。

注2 所在不明株主とは、株主名簿に記録された住所にあてて発した通知または催告が5年以上継続して到達せず、かつ、継続して5年間剰余金の配当を受領していない株主をいいます。

2. 今後のスケジュール

2017年12月1日(金)	所在不明株主の株式売却に関する異議申述公告及び催告
2018年3月2日(金)	所在不明株主からの異議申述期限
2018年3月5日以降	所在不明株主の株式売却または買取り※

※所在不明株主の株式につきましては、法定の手続き(異議申述の公告および催告)の後、当社が自己株式として買い取ることを予定しております。

3. 連絡先

公告掲載株主様からの本件に関するお問い合わせは、以下の株主名簿管理人までご連絡ください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711(通話料無料)

以上